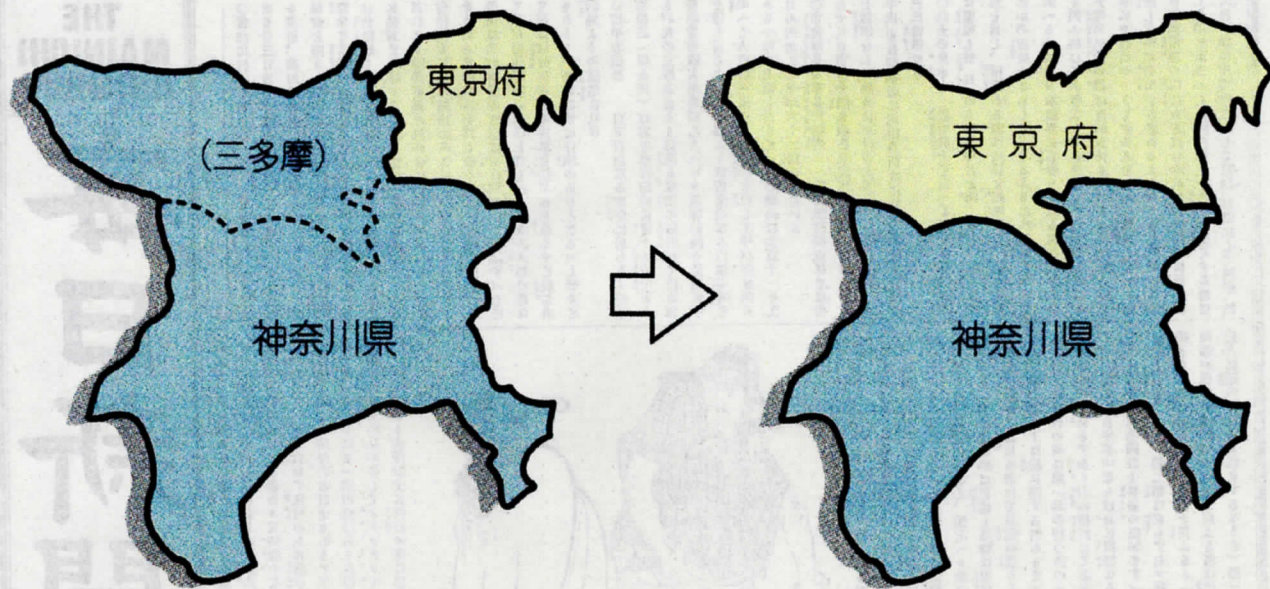


三多摩移管の概要



三多摩の東京府移管 (1893年 4 月)

三多摩移管をめぐる村むらの状況



* 小平市中央図書館『TAMA らいふ 21 多摩東京移管前史資料展 図録「多摩はなぜ東京なのか」』
 (小平市 TAMA らいふ 21 推進実行委員会、1993 年) より

THE MAINICHI SHIMBUN

每日新聞

報

○會社に於ける各子の一行 前地方の行進は
 六月廿三日會社地方選中の子子子子及び
 友房、桑田の兩氏を七日間の山田に招き、
 會社を閉じ、各子二百餘名を山田に招き、
 會社を閉じ、各子二百餘名を山田に招き、
 會社を閉じ、各子二百餘名を山田に招き、

○三民黨の行進 日下日白なる加に、
 三民黨の行進は、日下日白なる加に、
 三民黨の行進は、日下日白なる加に、
 三民黨の行進は、日下日白なる加に、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、



○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

○社士の行進 社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、
 社士の行進は、社士の行進は、

圖3 「社士の見本」(『毎日新聞』5536号、明治22年5月28日)

第324表 法定伝染病、患者および死者数 (1881~1980年)—1

年次	コレラ		赤痢		疫痢		腸チフス		パラチフス		痘	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
1881(明14)	34	16	26	6	382	90		
82(15)	3 785	2 401	22	8	290	83		1
83(16)	25	13	9	7	199	51		4
84(17)	39	13	13	7	203	60		—
85(18)	268	195	26	6	450	93	494	1 803
86(19)	5 903	4 176	19	3	499	124	645	
87(20)	24	11	17	3	605	149	160	
88(21)	17	8	12	3	637	158	79	
89(22)	16	7	26	2	795	184	11	
90(23)	2 237	1 726	21	9	808	232	7	
91(24)	180	134	30	6	1 193	230	515	
92(25)	32	18	67	18	1 113	237	2 711	
93(26)	26	15	551	108	692	94	115	
94(27)	8	3	579	134	843	183	129	
95(28)	834	582	241	49	867	157	10	
96(29)	57	48	1 403	276	935	195	133	
97(30)	36	18	6 266	1 417	593	125	932	
98(31)	26	13	4 351	1 025	627	157	4	
99(32)	31	20	2 812	723	619	123	2	
1900(33)	8	7	3 003	715	563	114	2	
01(34)	14	7	1 382	264	593	122	4	
02(35)	2	2	895	162	715	148	3	
03(36)	—	—	1 038	335	556	138	2	
04(37)	3	3	540	107	605	132	4	
05(38)	2	1	928	219	457	125	1	
06(39)	2	—	527	103	494	97	36	
07(40)	131	106	273	47	686	177	13	
08(41)	3	1	292	56	2 012	360	676	
09(42)	—	—	373	91	620	149	3	
10(43)	—	—	350	74	1 065	241	1	
11(44)	—	—	243	44	601	123	49	4	2	
12(大 1)	116	90	186	45	798	146	35	6	—	
13(2)	6	4	170	26	587	148	126	16	4	
14(3)	—	—	480	86	636	163	126	22	3	
15(4)	—	—	238	49	557	125	190	9	—	
16(5)	251	179	407	126	1 183	285	130	16	17	
17(6)	—	—	506	102	780	166	133	14	8	
18(7)	—	—	367	118	1 216	261	173	20	12	
19(8)	1	—	244	66	1 603	342	261	19	3	
20(9)	3	3	310	96	2 064	390	250	24	1	
21(10)	2	2	352	132	2 239	489	232	23	6	
22(11)	19	12	310	70	1 369	234	195	24	13	
23(12)	—	—	551	68	3 211	427	183	12	6	
24(13)	—	— ^D	164 ^D	88	2 477	763	126	20	7	
25(14)	97	50 ^D	371 ^D	155	993	207	93	11	7	
26(昭 1)	1	— ^D	374 ^D	141	865	187	94	6	71	
27(2)	—	— ^D	635 ^D	251	1 105	238	134	18	4	
28(3)	—	— ^D	1 018 ^D	299	800	171	270	10	12	
29(4)	—	— ^D	967 ^D	346	665	145	102	7	1	
30(5)	—	— ^D	1 096 ^D	410	1 018	209	120	7	—	

〔資料〕『神奈川県統計書』 神奈川県『統計神奈川県史』

〔註〕 1) 「疫痢」を含む。

～三多摩の東京府移管について～

【はじめに】

- ・自由民権運動が要求し続けた「憲法制定」「国会開設」の実現
- ・当面の目標としての衆議院議員選挙勝利（＝代表者を国会へ送り込む）
- ・多摩川・玉川上水の管理問題
- ・自由党系内部の対立（自由党主流派 vs 正義派）

【三多摩移管～神奈川県から東京府へ～】→図1・三多摩移管の概要

横浜開港→外国人遊歩区域（10里四方、多摩川以西）→管理上多摩郡は神奈川県へ →図2
〔移管の発端となった事件〕

1886（明治19）年8月19日、神奈川県西多摩郡下長淵村の事件 →史料1～4

〔東京府と神奈川県の事情〕

東京府……水道管理（玉川上水の管理）の一括化

明治19年のコレラ騒ぎ以降、玉川上水の衛生管理が課題に

神奈川県…自由党勢力（壮士）の強大化、抑えきれない県行政・県警 →図3

明治25年総選挙での選挙干渉の責任を追及する自由党勢力→中野県知事の辞任

→史料5・6

政府……水道管理一括化・自由党勢力（壮士勢力）への憂慮

〔国会での政府法案提出〕

1893（明治26）年2月18日 「東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律案」提出 →史料7

法案審査のための特別委員会設置

2月28日 衆議院特別委員会法律案否決、衆議院可決、貴族院可決

議長は星亨…東京での勢力拡大にむけ三多摩壮士を東京へ

3月6日 「東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律」公布（法律第一二号）

4月1日 移管

〔各郡の地理的・政治的立場と対応〕 →史料8・9

北多摩郡…東京府に隣接

東京との流通ルートを重視（甲武鉄道（現中央線）の開通・青梅鉄道の開通予定）

→本来は北多摩・西多摩2郡の移管を画策

自由党勢力と敵対する吉野泰三を中心とする勢力が中心

→移管賛成運動優位、自由党勢力は反対運動へ

南多摩郡…現神奈川県に隣接

横浜との流通ルートを重視

神奈川県 of 自由党勢力維持を重視

→ほぼ移管反対、自由党勢力として反対運動 →史料10

西多摩郡…青梅鉄道の開通により東京との流通へ傾斜

自由党勢力に接近することで代議士の席確保

→経済的立場と政治的立場に揺れる

※賛成派・反対派がともに生活上の有利性・不利性を訴えて運動。

【移管直前の三多摩の政治状況～北多摩VS南・西多摩～】

1889(明治22)年2月11日 大日本帝国憲法発布・衆議院議員選挙法公布

《神奈川県 of 選挙区と定数》

選挙区	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
該当区 該当郡	横浜区	久良岐郡 橋樹郡 都筑郡	南多摩郡 西多摩郡 北多摩郡	三浦郡 鎌倉郡	高座郡 愛甲郡 津久井郡	大住郡 淘綾郡 足柄上郡 足柄下郡
定数	1人	1人	2人	1人	1人	1人
有権者率	0.24%	1.19%	0.69%	0.69%	1.12%	1.15%

平均すれば有権者は1%に満たない

小選挙区制(原則1人区だが、三多摩(神奈川第三区)は2人区)

2人区の場合連記制(候補者2名の名前を記入)

*1900(明治33)年の大選挙区制

記名投票制(投票者の名前を投票用紙に書く) →図4 採用で単記・秘密投票制へ

*選挙結果が1つの党派に傾く可能性が多きい → 党派間の争いは熾烈になる可能性

*新たな運動課題の出現

・選挙区内の候補者をどのように擁立するか(郡単位の争いをさけて政党間の争いにしたい)

→当選が見込める候補者、郡域を超えた支持を得られる候補者

・対立候補との選挙戦に勝つための運動

→組織総動員の周旋活動(=壮士の活躍の場に)

【選挙前の自由党系の動き】 →図5・6

1889(明治22)年12月19日 板垣が愛国公党結成を呼びかける(大同倶楽部は不参加を決議)
再興自由党結成

* 党員814名中262名が神奈川県人

正義派の吉野泰三も入党

=旧自由党系は愛国公党・大同倶楽部・再興自由党の3派鼎立状態に

* 三派は協力・合同へむけて合意するが選挙前に調整できず

選挙後に立憲自由党結成へ(その後自由党に)大同協和会が自由党

【第一回総選挙と国会】

〔第一回総選挙〕

各郡の有権者数 南多摩…781人、北多摩633人、西多摩169人

主な立候補者 →史料11・12

自由党=石坂昌孝(南多摩)・瀬戸岡為一郎(西多摩)

正義派=吉野泰三(北多摩)

自由党は石坂・瀬戸岡の2名、正義派は吉野のみの擁立

定数は2名

連記制(候補者2名の名前を書く)

⇒自由党支持者……石坂・瀬戸岡を選択

正義派支持者……吉野・石坂 or 吉野・瀬戸岡) と想定

1890(明治23)年7月1日 第一回総選挙

石坂1365票(当)、瀬戸岡886票(当)、吉野568票(次)

同 年7月25日 集会及政社法公布(→集会条例廃止)

神奈川県倶楽部・北多摩郡正義派など政社の指摘をうけ、解散か
政社の届けを出すかを迫られる

→各派解散へ(全国区的党派への吸収化へ)

このころ吉野泰三は引退に心が動く?

〔第二回総選挙〕

主な候補者 →史料13

自由党=石坂昌孝(南多摩)、瀬戸岡為一郎(西多摩)

吉野派(政府と提携)=吉野泰三(北多摩)、平林定兵衛(南多摩)

* 品川弥次郎内相指示による選挙干渉 → 自由党員の不当逮捕、軟禁などが多発

1892(明治25)年2月15日 石坂890票(当)、瀬戸岡720票(当)、吉野663票(次)

→吉野は国民協会(吏党系)入党へ →図7

【終わりに】

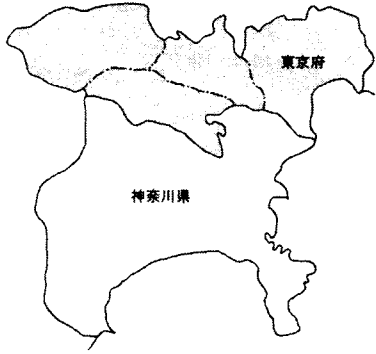
- ①多摩川及び玉川上水の水質管理問題→都市化が進むことによる伝染病蔓延の問題
 - ②東京府・神奈川県・明治政府の思惑
 - ③自由党系（自由党主流派＝南多摩・西多摩 VS 北多摩郡正義派）の分裂
- ・憲法・国会が成立した社会における行政の意志決定と、住民の願い・住民参加のあり方の問題

三多摩…東京へ移される三多摩

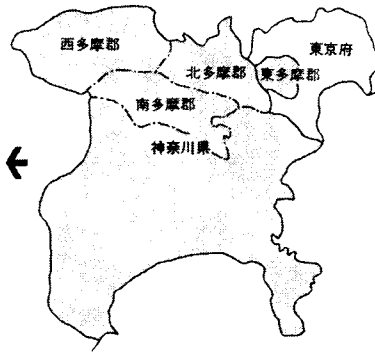
神奈川…東京へ行ってしまおう三多摩

東京……東京へやってくる三多摩

多摩東京移管後の東京府と神奈川県 (明治26年～)



多摩三郡時代の神奈川県 (明治11～26年)



大区・小区制時代の神奈川県 (明治7, 8年頃)

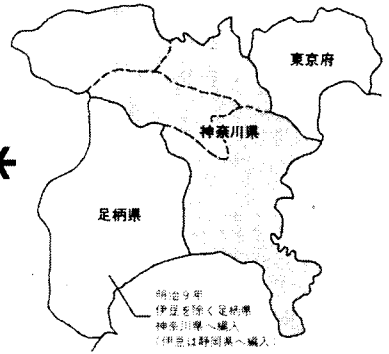


図1 移管前後の地域変遷図 (小平市中央図書館『多摩東京移管前史史料展図録』より)

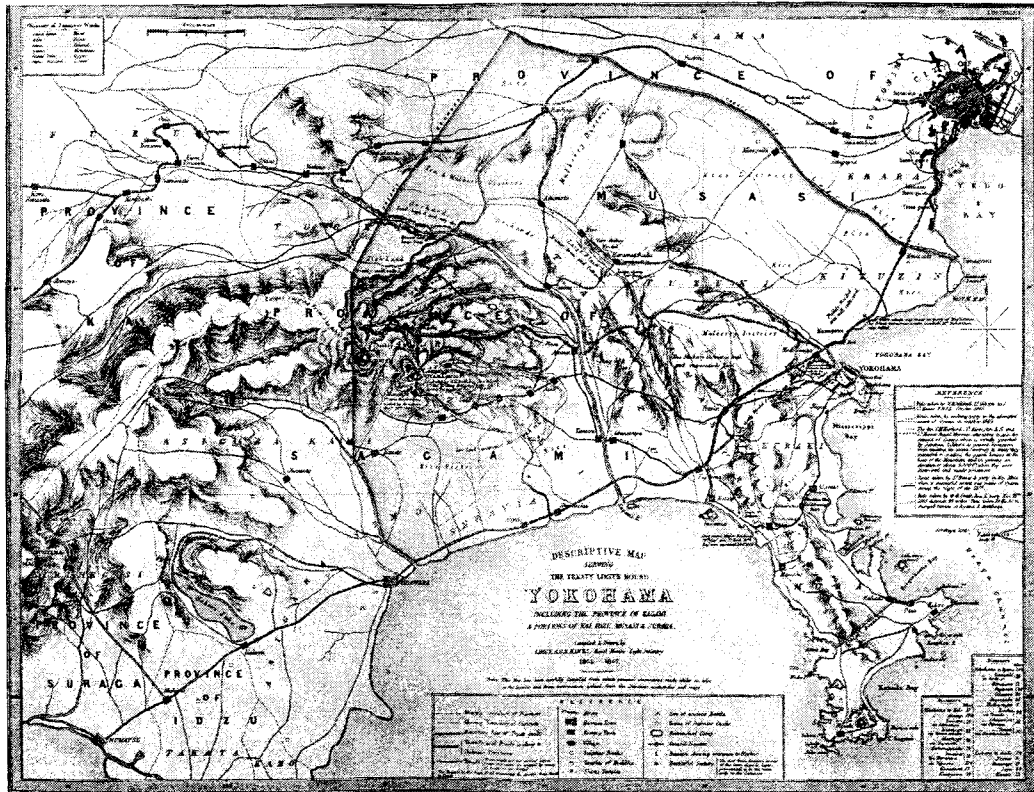


図2 「横浜周辺外国人遊歩区域図」(横浜開港資料館『F. ベアト幕末日本写真集』)



図4 第1回衆議院議員選挙の投票用紙 (石川県立歴史博物館)



図7 切り取られた中村克昌 (三鷹市・吉野家文書)

図 5

明治20年代初頭の 旧自由党系の組織変遷図

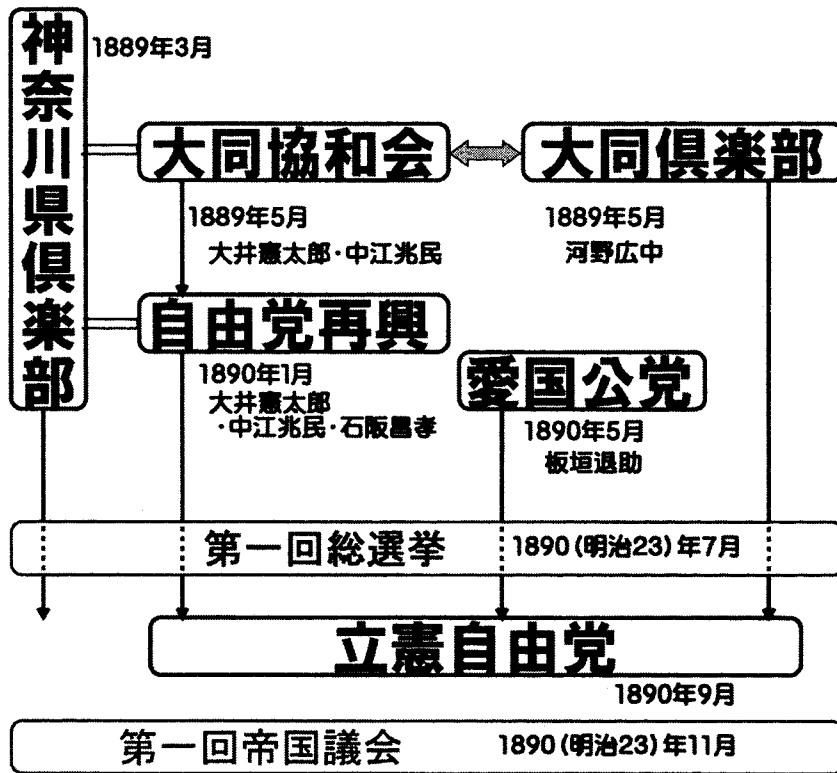
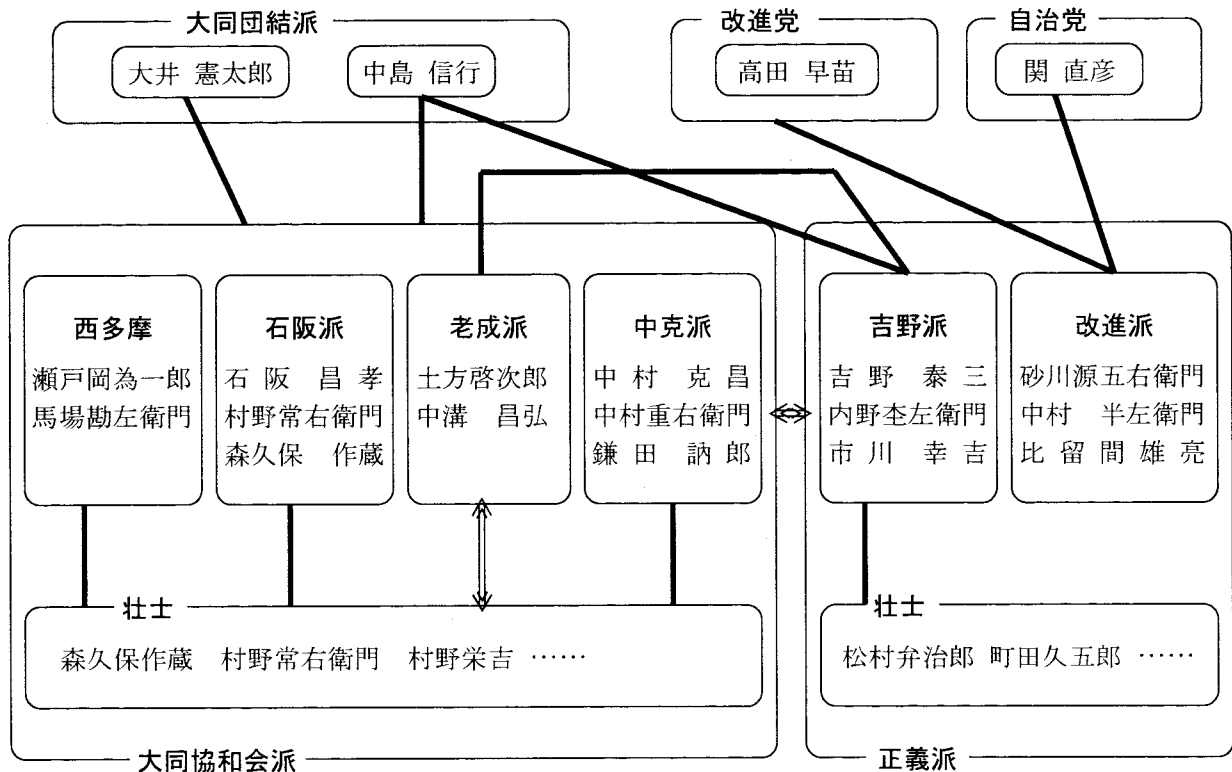


図 6 三多摩政界関係図 (梅田定宏『三多摩民権運動の舞台裏』より作成)



史料 1 玉川上水でのコレラに関する記事①(明治19年 8月22日) 『朝野新聞』 第三千八百四十九号

●ご注意 へ 昨日近衛都督より近衛一般へ左の通り達せられし由

去る十九日午後八時武州多摩郡深内村に虎列刺患者有之多摩川へ右汚物を投棄候趣其の筋より報知有之依て多摩川上水ハ一切其の飲用を禁ぜべし 但飲用外に用ゆるハ苦しからず右ハ慥かなる処より聞きしが斯様の事あれば今日までも無く其の筋より一般人民へ告示あるべき筈なるに更に何事もなきハ不審なれ共看客の御注意の為に之を報道す

史料 2 玉川上水でのコレラに関する記事②(明治19年 8月24日) 『朝野新聞』 第三千八百五十号

○虎列刺に関する叡慮 先般来悪疫流行に付国民の斃るゝ者多き事を聞召され畏こくも日々該患者の統計を親しく御覧在せられ深く 宸襟を悩ませらるゝ趣予て承り居りしが其予防並に患者の取扱に従事し為めに感染せし憲兵巡查等の人負姓名等を取調べて差出す可き旨を御沙汰在らせられたる由又去る十九日神奈川県下長淵村に於て虎列刺患者の汚穢物を玉川の上流に接続せる堀にて洗滌せし旨 叡聞に達せし処右ハ府下人民飲用に供する水道の源なれば自今斯の如き不都合の事之れ無き様注意可致旨其筋へ御沙汰在らせられたる由に承る

史料 3 玉川上水でのコレラに関する投書(明治19年 8月24日) 『朝野新聞』 第三千八百五十号

○ご注意 への詰問 前日の本紙二号文字にて御注意 へと題し多摩郡深内村にて去る十九日虎列刺患者の汚物を上水に投棄したる者あるに付該上水ハすべて飲用すべからざる旨近衛都督より近衛一般へ諭達せられたることを掲げたり余ハ一読して慥死せんとし再読して果して斯ることあらんにハ今日の如き其筋にハお世話の能く行届きて人々自家自身の衛生向きのことにまで御注意ある折から斯る一大事にして多摩川上水を飲用する一般人民の覚知し得ざる所のものに於てハ其の責任に在る人々ハ宜しく迅速に一般人民に告知して其注意使用方をも示さるべきハ勿論のことなるに曾て其事なかりしハ失敬ながら貴社の誤聞に出でし者にて時を移さず今にも正誤の到来するに相違なしと待構へたるに更に之無きハ全く是れ事実なりと断定せざるを得ず昨今患者のヤ、増加せし模様あるハ兩三日以来少しく気候の変換せしにも因るべけれど斯る際に当り斯る大不都合のことありてハ幾バくか之に原因せしにあらざといふべからず余の如き神経症のものハ聞く計りにて早や已に嘔吐を催さんとする程にて爾来余ハ力めて堀井戸の水を飲用に供すれど堀井戸も遠方にある故洗ひものゝ如きハ一旦上水を沸騰せしめて然る後之を用ふることにせり知らず世間該上水を使用する人々ハ如何せらるゝや余ハ尚今日に至るも其筋より右に関し更に何等の諭告なきハ実に怪訝の至りに堪へず云々と或る人より投書あり至極尤の次第に存すれば其の大旨を茲に掲ぐ

史料 4 玉川上水でのコレラに関する記事③(明治19年 8月25日) 『朝野新聞』 第三千八百五十一号

○飲用するも妨なし 去る廿二日の紙上へ玉川上水の源流にて虎列刺病者の汚穢物を洗滌したる者あるに付該上水ハ飲用しべからざる旨近衛都督より近衛一般へ御達ありし趣を掲げ該用水を使用する者の注意を喚起したりしが今該件に関する警視庁の事実取調報告を得たれば之を左に掲ぐ 去る廿日玉川上水に浴ひたる神奈川県下々長淵村地先の溜堀にて虎列刺患者の吐したる覺を洗滌したるを以て其筋より多摩川上水ハ一切飲用を禁ぜらたり云々と二三の新聞に記せしが右ハ其汚染物

を洗ひたる場所ハ西多摩郡羽村水源より一里余も隔テ多摩川本流に沿ひたる支流にして溜水を以て洗滌せしと雖も既に神奈川県警察署に於て速に充分の消毒法を施行せられたるに付必ず懸念すべき理由なし殊に目下の旱魃にて支流ハ名のみ一滴の流水なく恰も平坦道路の如きに付毫も本流に關係あらざるにより上水飲用するも妨げなし

○又 東京府庁よりハ昨二十四日官報公告欄内へ左の如く公告せられたり

玉川上水引入レロ神奈川県下西多摩郡羽村ヨリ一里余ヲ隔テ多摩川本流ニ沿ヒタル同郡下長淵村ニ去ル二十日類似虎列刺患者アリテ其汚穢物ヲ本川ヨリ十四五町ヲ距ル溝渠ニテ洗滌セシニ依リ神奈川県警察署ニ於テ直ニ浚除ヲ施シタリ尤モ右溝渠ハ多摩川へ通スルモノナレトモ目下非常ノ旱魃ニテ凡ソ三四町ノ間ハ水路全ク絶エ溜水ニ属セリ依テ上水ニハ汚物滲入ノ虞ナシトス

史料5 県官の選挙干渉責任を問う「陳情書」(愛甲・大住郡)

明治26年3月(推定)

陳情書

神奈川県相模国愛甲郡民難波惣平等誠恐誠惶頓首頓首茲ニ一書ヲ裁シテ内務大臣伯爵副島種臣閣下ニ呈ス惣平等謹テ今回衆議院議員ノ揀擧ニ方リ債各府県競争場裡ノ形状ヲ觀察スルニ憤慨ニ堪ヘサルモノ一ニシテ足ラスト雖就中惣平等ヲシテ憤慨措ク能ハサラシメタルモノハ官吏カ撰擧ニ干渉シタルノ一事ナリ此事ヤ当時ノ新聞紙上日トシテ記載セサルハナク為ニ一般人民ノ感情ヲ害シタルコトモ亦尠カラス是等ノ事実ハ敢テ惣平等カ詳述セサルモ業ニ已ニ閣下ノ明知セラル、所ナリト思惟ス而テ本県第三撰擧区ノ如キモ亦大ニ警察官ノ干渉スル所トナリ其方法寔ニ筆紙ニ尽シ難キ点尠カラス甚キハ勸誘威赫以テ撰擧人ヲシテ非意ノ投票ヲ為サシメタルカ如キ抑法律ノ精神ニ適スルモノト為スヲ得ルカ惣平等實ニ憤慨ニ堪ヘサルナリ而テ更ニ一事ノ訴フヘキモノアリ即明治二十五年三月十九日日本県警部巡查数十名南多摩郡忠雄村^(ママ)ニ出張シ同村平民若林俊之助外数名ノ居室ニ闖入シ尽ク之ヲ捕縛シ同村伝重寺ニ拘禁シ鞭撻ヲ極メ嘲弄ヲ尽シ殆ト言フニ忍ヒス其他到处警察官カ市井無頼ノ徒ヲ驅テ良民ヲ苦シメタルコト枚擧ニ遑ラス民心為ニ洶々トシテ業ニ安ンセサルモノ比々皆然リ勢ヒ斯ノ如クナルヲ以テ人々警官ヲ畏懼シテ蛇蝎視スルニ至レリ元來被告人ヲ待スルノ手續ハ載セテ法ニアリ然ルニ今濫リニ鞭撻ノ拷問ヲ用ヒ非法ノ処置ヲナシテ毫モ畏懼スル所ナキモノハ何ソヤ夫警察ノ職分タル固ヨリ一ニシテ足ラスト雖其帰スル所ノ目的ハ人民保護ニ外ナラス而テ地方長官ハ常ニ警察官カ其職權ヲ正當ニ使用シテ毫モ非違ナカラムコトニ注意シテ之カ監督ヲナサ、ルヘカラス然ルニ本県警察官ハ前陳ノ如ク其職權ヲ濫用シテ議員選挙ニ干渉シ被告人ヲ鞠訊スルニ鞭撻拷問ヲナシ剩ヘ匪徒ヲ驅使シテ良民ヲ苦シメタルカ如キ抑人民保護ノ警察官カ所為トナスコトヲ得ルカ非違之ヨリ甚シキハナカルヘシ然ルニ本県知事ハ恬トシテ毫モ咎ムル所ナシ是ヲ以テ能ク知事ノ責任ヲ尽シタルモノト為スヲ得ルカ愛甲郡民ハ今日未タ其害ヲ被ラスト雖齊ク同一ノ配下ニアルモノナレハ将来如何ナル非法ノ処置ヲ被ラムモ未タ知ルヘカラス思フテコ、ニ至レハ憂心忡々寝テ而テ寝ルコト能ハサルナリ如何ソ之ヲ他郡ノ事トシテ等閑ニ看過スルヲ得ンヤ是惣平等カ敢テ尊嚴ヲ冒シテ陳情スル所以閣下冀クハ県下吏民ノ事情ヲ明察セラレ速ニ適応ノ処分ヲ為シ以テ惣平等ノ杞憂ヲ解キ早く県民ヲシテ安堵セシメラレンコトヲ懇請ノ至リニ堪ヘス再拜 (以下略)

(厚木市下荻野・難波春美氏)

史料6 内務大臣井上馨宛ての神奈川県知事内海忠勝書簡

明治25年10月19日

(東京都『東京市史稿』市街編第八十四、平成5年3月)

謹呈 昨夕御示之油槽一条ハ、早速朝田又七呼寄、同人ハ断念為致、同時ニ浅野惣一郎呼出し大体之趣意篤と申聞置候間、願書ハ一兩日中ニ差出候事と相成可申候。場処ハ本日迄ニ浅野、サミュエル等同道実見する筈ニ有之候。右御内報申上候。

三多摩管轄換之一条ハ、法律之故障と申事故無止次第ニハ候へとも、如何ニも残念千万、寒ハ三郡之奴等春來知事放逐之運動頻リニ相試ミ、終ニ一県下ニ毒を流シ、剩へ本年之県会ニおいて、一層攻撃する杯との聞も有之候間、知事を放逐するより知事が三多摩を放逐する方可然と相考、夫々準備し、県会前ニ御発表相願たる訳ニ有之候へとも、昨日之御説明なれハ無余義事と相諦らめ申候間、本年之議會へハ必らず御提出、他日取行れ候様御配神之程奉願候。(以下略)

史料7 「東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律案」

明治26年2月18日

(東京都『東京市史稿』市街編第八十五)

(前略) 東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律案理由書

神奈川県西多摩郡・北多摩郡・南多摩郡ヲ東京府ノ境域ニ移サントスルハ、主トシテ東京市飲用水路ノ關係ニ於テ事實ノ必要アルニ依ル。抑東京市街飲用供給ノ第一タル玉川上水ハ、其源流ヲ山梨県下甲斐国北都留郡ニ發シ、神奈川県下武蔵国西北多摩郡ヲ貫通シテ始テ東京ニ入ル。其流路貳拾有余里ニシテ神奈川県下ニ屬スルモノ拾里ニ下ラス。(中略) 然ルニ近來水源往々枯渴シ、定量ヲ得難キ而已ナラス、去ル二十一年二月ノ如キ多摩川本流僅ニ二百八拾立方尺、即上水ノ平水量ニ比シテ其半ニ及ハス。本春ノ如キ亦然リ。此ノ如キ場合ニ会スレハ、不得已市街灌田飲料用水ノ幾分ヲ減殺シ、或ハ分水樋口ヲ閉鎖シ僅ニ市民ノ需要ニ応セシムルカ如キ慣行ニ依リ一時急ヲ濟フノ手段ヲ取ルニ過キス。而シテ多摩川ノ源流ハ幾多ノ細流数方里ヲ覆ヒ、其地ヤ大概民有ニ屬セルヲ以テ、常ニ其樹林ノ榮枯繁凋ハ直ニ水量ニ影響ヲ及ホス事頗ル大ナリト雖モ、流域監督ニ就キ東京府管外ニ在テ東京府ノ施行スル所羽村以下久我山ニ至ル上水路五里内外ニ止マリ、其敷地以外及引入口以上ハ挙テ神奈川県ニ屬スルヲ以テ同県ニ委托シ、適取締上必要ニ際シテ東京府令警察令等ヲ發スルモ、要スルニ他管人民ニ向テ之ヲ遵守セシムルノ困難ナル常ニ充分ノ効果ヲ見ルヲ得ス。茲ニ其実例ヲ挙レハ、去ル十九年虎列刺病流行ニ際シ神奈川県下西多摩郡長淵村、即羽村引入口ノ上流ニ於テ排泄物ヲ放下シタリトノ急報ニ接シ、府下ハ素ヨリ御用水ニ万一ノ變ヲ恐レ非常ノ警戒ヲ加へ、下流ヲ横断シ辛クモ余毒ヲ府下ニ注入セシメサルヲ得タルコトアリ。當時東京府ハ甚困難ヲ感セリ。(以下略)

史料8 南北西三多摩郡管轄替建白書草按(一八八九)(明治22年夏(推定))

府中市・比留間家文書

(表紙) 南北西三多摩郡管轄替建白書草按

(欄外) 南ヲ除カバ兩多マ郡トスベシ
南北西三多摩郡管轄替建白書

神奈川県北多摩郡何村某外何名謹テ南、北、西、三多摩郡ヲ神奈川県管轄ヨリ割キテ〔之ヲ〕東京府ノ管轄ニ帰セラレンコトヲ^{建言}請願仕候其理由ハ左ニ上陳仕リ候通り専ラ官民両者ノ不便ヲ除キ便利ヲ謀リ候次第ニ付特別御詮議ノ上速ニ御許可アラシムコトヲ伏テ懇願奉リ候也

謹テ惟ルニ我大政府ガ各府県ノ分割区域ヲ定メラル、ニハ専ラ人民ノ便利ヲ謀リテ天然ノ地形ト交通ノ便否トヲ以テ標準トセラレタルコト、存シ候然ルニ我神奈川県下南、北、西、三多摩ノ如キハ従来ノ地勢ニ依ルモ之ヲ東京府ノ管轄ニ帰セラル、ノ便ハ之ヲ神奈川県ノ管轄ニ属セシムルノ不便ト日ヲ同クシテ論ズベカラズ之ガ為ニ従来我三郡ノ人民ハ常ニ言フベカラザルノ不幸ヲ忍ビ罷リ在リ候ノミナラズ其管轄庁ニ於テモ道路ノ遠隔ナルト交通ノ不便ナルトノ為メ無用ノ手数ト無用ノ費用トヲ費ヤシ事往々予期ノ目的ヲ達スル能ハズシテ施政上ノ不便ヲ蒙リシコト實ニ枚挙ニ遑アラザルハ本県公私共ニ熟知スル所ニ有之候」加之ナラズ我三多摩郡ノ如キハ東京市ノ飲用水源タル多摩川ノ沿岸ニ位スルガ故ニ東京府ニ關係ヲ有スルコト最モ密接ニシテ凡ソ水流ニ関シテハ直接ニ東京府ノ管轄ヲ受ケザル可カラザルノ理由アレドモ如何セン此三郡ハ神奈川県ノ管轄タルヲ以テ常ニ神奈川県庁ヲ經過シテ間接ノ管轄ヲ東京府ニ受ケ官民共其不便不利ヲ蒙リ居リ候」ソハ従来ノ慣習ニ於テ止ムヲ得サルコトトスルモ世ノ進歩ト共ニ交通ノ便太ニ開ケ殊ニ東京府ニ向テハ我三郡ヲシテ益々近接セシメタルモノハ甲武鐵道線路ノ開通ニ有之候既ニ此便路ノ開ケ候上ハ依然神奈川県ノ管下ニ属スルハ益々不便ヲ加ヘ東京府ノ管轄ニ属スルハ益々便利ヲ添ヘ此管轄替ハ官民双方ノ為メ至大ナル^利便益ト存シ候是レ某等ガ此度^兩三郡管轄替ノ儀ヲ^{切望スル}請願仕候次第ニ御座候

右ニ附キ当三郡ガ従来神奈川県ノ支配ヲ受クルニ依リ被リ来リタル官民双方ノ不便ヲ〔^{種人}二三ノ〕^兩实例ニ照シ上申仕リ御参考ニ供スベク候第一通常県治上ニ関シテ当三郡々役所町村役所ト管轄庁トノ往復ハ勿論人民ト県庁トノ間ノ諸願及ビ諸訴訟事件等ノ往復ニ至リテモ何レモ一タビ東京ノ土地ヲ經過シテ横浜ナル県庁及ビ裁判所ニ至ラザルベカラズ殊ニ甲武鐵道ノ開通ヨリシテ必ズシモ一タビ東京ヲ經過セザルベカラズ若シ東京府ノ管轄ナランニハ官命モ速達ノ便アリ人民ノ往復ニモ亦タ無上ノ便利ヲ得ラルベシ然ルニ之ヲ得ル能ハザルハ全ク現管轄ノ然ラシムル所ト申スノ外無之候」又タ警察ノ事タル北多摩郡府中駅ニ北多摩郡警察署アリ同田無町ニ警察分署アリ、西多摩郡青梅町ニ西多摩郡警察署アリ同五日市町ニ警察分署アリ其部下ニ管区ヲ設ケ各巡查名ツ、ヲ配置ス一警察ニ警部三名巡查三拾名内外トス而シテ北多摩郡ノ地形ハ東西北ニ長ク南北ニ狭ク東ハ東京府東多摩郡荏原郡ニ接シ北ハ埼玉県入間郡所沢町新座郡大和田町ニ接ス又西多摩郡ノ地勢ハ東西南北共ニ山脈ノミニシテ其實測ヲスラ知ルコト能ハズ北ハ埼玉県入間高麗等ニ界シ西ハ山梨県甲斐国ノ山脈ト交渉ス茲ニ西北多摩郡ノ地形ハ多摩川ノ流レヲ以テ自然ノ境界ヲ為セリ然ルニ警察上ニ係ル総テノ出来事ハ神奈川県警察本部（横浜ニ在リ）司令ノ下ニ於テ之レガ方針ヲ取り其急務ニ出ヅルモノハ只八王子電信局（府中駅ヨリ四里ニシテ青梅町ヨリハ四里余）ト甲武鐵道ノ便アルノミ下之モ人民ガ瑣事ヨリ〔上之〕国家ノ大事ニ至ルノ事柄ハ近ク警視庁ノ東京ニ在ルニモ拘ハラズ遠ク横浜ナル警察本部ノ号令ニ従事セザルヲ得ズ官民ノ不便實ニ甚シト云フ可シ

右ニ陳ブルガ如ク天然ノ地形ト云ヒ人造ノ通路ト云ヒ共ニ^兩三多摩郡ヲシテ一層ノ關係ヲ東京ニ有セシムルモノハ多摩川ノ在ルガ故ナリトス多摩川ハ東京市民飲料水ノ源ニシテ其管轄ハ一ニ

東京府ニ属シ、又多摩川ハ三郡ガ因テ以テ湿フ所ノ源流ニシテ此流レナクバ三郡生キズ然ルニ本流ハ東京府ノ直轄ニ属シ三郡ハ神奈川県ノ管下ニ在ルガ為メニ官民共ニ被ムル所ノ不便ハ実ニ言フベカラズ（以下略）

（府中市宮町・比留間正次氏）

史料9 三多摩移管問題についての『自由』の記事（一部のみ紹介）

①明治26年2月22日（第四九一号）

東京府及び神奈川県境域変更に関する法律案に対し反対するの理由書

第一 神奈川県と東京府とは元来民情風俗を異にするのみならず東京府の郡部は府下に接近し平地担塗随て收利多し多摩郡の如きは山林多く土地僻陋にして府民と利害を共にすべきものに非ず地方経済に就ても亦た多額の差違あり即ち第一別表の如く戸数割に四倍七分式厘地租割に二倍二分七厘の増加を来すに因り到底東京府地方税の負担に耐へざること明かなり是れ三多摩郡人民が此変更を不利とする所以なり

第二 神奈川県は現在一市十五郡なるも郡部は地租七十二万二千七百九十円九十六銭八厘（山林を除き）人口八十二万三千六百二十七人にして三多摩郡は地租人口共に第二別表の如く多数を占め居り右三郡を分割するときは地租に於て五分の一強人口に於て四分の一弱を減し一県の経済に大關係を生し地方税負担を重からしむること瞭然たり

第三 東京市水道改良事業に対しては監督上水源の涵養保護森林濫伐の取締りに付境域変更は必要なりと云ふも数百年の今日に至る迄著しき害ありしを見ず共に行政上の不便ありとせば是等取締は行政庁互に合議を遂げ其権域を定むる等便益を計図する方法他に途なきにあらざらば即ち右等の不便決して之なき者と思考せり

前項の如き不利なる神奈川県人民の不幸を顧みざるは有害無益の法律案なりと云はざるを得ず是れ該法律案の廃棄を希ふ所以なり

東京府郡部及び神奈川県郡部戸数割税及び地租割税比較表

第一号表

	東京府郡部		神奈川県郡部		差額	
	地租割	戸数割	地租割	戸数割	地租割	戸数割
年 度	一元二付	平均一戸二付	一元二付	一戸二付	一元二付	一戸二付
廿四年	三〇〇	一、〇一二二余	一一四厘	一九〇厘	一八六厘	九二二、二
廿五年	三〇五	一、一九三四余	一五二	二五〇	一五三	九四三、四
平 均	三〇二、五余	一、〇三九五余	一五三	二二〇	一六九	九二二、八

第二号表

郡 名	村数	大字数	地租田畑宅地	戸 数	人 口
西多摩	二三	九八	一六、五七九、九一九	二一、三〇九	六三、五二五
南多摩	二〇	一三五	六六、八五八、九七〇	一四、九五五	七六、九二七
北多摩	二一	一二七	六四、二七五、五五八	一二、六一九	七六、四九五
計	六四	三六〇	一五七、七一四、四四七	三八、八八三	二一六、九四七

②明治26年2月25日（第四九五号）

●北多摩郡有志者の談話に就て 去る二十二日東京府庁に於て北多摩郡有志者の市會議員に対する談話なりとして昨日の毎日新聞に掲ぐる所の境域變更に同意する理由なりと云ふを見るに一として妄ならざるはなし因て今左に之れを正さん

交通

三多摩郡の道路は悉く東京へ通じ横浜への通路は別に之れなしと何ぞ妄の甚しき彼の八王子より境村を経て原町田を過ぎ横浜に達するの県道を知らずや之れ実に西多摩郡若しくは山梨県等より横浜へ往復するの通路にして其往来頻繁なること神奈川県内一二に位する県道なり加之尚ほ又八王子より柚木村を経て忠生鶴川等を過ぎ神奈川に出で横浜に達するの通路の如きも柚木村近傍より薪炭等を横浜へ輸送すること断ゆることなきの通路なり其他小岐道のあること枚挙に遑あらず此一事を以ても彼の法案賛成者の議論薄弱なる推して知るべし

水利

多摩川本流涸渴に際し往々田養水に困難を告ぐるに當りて東京の管轄に属し居らば直ちに処分を行ひ得べしと之れ又望むべからず田養水に困難を来すが如き場合には水道用水は尚ほ困難を来すべし果して然らんには東京府の管轄に属するときは郡部は市の為めに犠牲に供せられ更に田養水に困難を来すべし又府知事への出題は神奈川県を經過するの不便は多少あるも横浜と東京は往復尤も便利なれば敢て之が為めに区域を變更するの必要なる理由とするに足らず

衛生

東京府知事と云ひ神奈川県知事と云ひ何れも之れ内務大臣に直隸するものなれば独り東京府は衛生上の取締を為すを得て神奈川県は取締を為す能はざるの理由あるべからず

警察

三多摩郡に變事あるに際し神奈川県官の三多摩郡に赴くには必ず迂回して鉄道を利用するに及ばず特に南多摩郡南部の如きは直接に横浜へ往復する最も便利にして警戒は速かに達するを得べし何ぞ十数里隔つる東京より往復するの不便に比すべけんや

商工業

米麦薪炭を除くの外は東京との取引頗ぶる多しと云ふも横浜との取引は尚更らに多し彼の八王子若しくは原町田の市場に於て取引する所の生糸を見よ夏期尤も盛なる頃は原町田市場に出づる生糸のみにても一日八十若しくは百梱程にして其價格二万円余之れに屑物等を合すれば実に其取引莫大にして何れも横浜へ輸送するものなり故に取引の頻繁なるも三多摩郡は東京よりは横浜の方遙かに大なり

右の理由なるを以て三多摩郡民中東京府の管轄に属せんことを望むものは頗ぶる少なく間々之れを望むものは国民協會の野心連と多摩川沿岸の山林若しくは土地等を売買して巨利を占めんとするの投機者流のみならん

①明治26年2月24日（第四九四号）

(前略)

●境域変更委員会の模様 政府提出の神奈川県下三多摩郡を割きて東京府管轄に変更する境域変更に関する法律案に付昨日衆議院に於て午前十時より委員会を開きしに山田東次、石坂昌孝の両氏より変更不可の議論出で種々審査する所ありしが参考の爲め内務省に照会し全境域変更に関する書類の送付方を照会し全書類の到達する迄一時休会することとなり午前十一時頃休会せしに午後一時過ぎに至り内務省より書類到達せしに付再び開会せしに二時頃よりは井上内務大臣古市土木局長も出席せしに付工藤行幹、石坂昌孝、山田東次氏等より種々の質問あり之に對し井上大臣の答弁並に古市技師の説明ありしが尚ほ審査上神奈川県庁に於て調査せし全案口関する書類の必要あるに付更に神奈川県へ照会することとなり依て全庁より書類の送達ありし上再審査の上決定する筈にて昨日は遂に決定に至らざりし

③明治26年2月25日（第四九五号）

●下院府県境域変更事件の委員会 昨日午前九時より開会し政府委員大森県治局長出席し内務省より廻付し来りたる書類によりて調査をなし又各委員より種々質問したる末山田東次氏は境域変更に就て熱心に反対し且つ曰く昨夜深更に至りて余が宿所を叩くものあり戸を排して見れば東京府庁と記標したる提灯を携へたる使らしき男一封の書を竊したり余之を披き見るに東京府及神奈川県境域に関する件に就ては是非共賛成ありたしと有志者の名を以てせり然りと雖も其提灯に東京府庁の文字ありくと記しあるは疑も無く東京府庁の小使なり嗚呼東京府知事は一箇人の資格によるに非ずして公然と官の職務を憚らず茲に至りたるは其処置実に憐むべし斯る後めたき所為あるにも拘はらず内務省は尚愧つる処なきかと大森局長に向つて責問せり大森局長は東京府知事が果して府知事の資格を以て斯の如き事を為したるや否やは余が関する処に非ず去々ヨシ東京府知事が斯の如き処置を為したりとて本案の不当なる次第あらず云々と答へ尚山田東次氏は反対を唱へ正午散会せり（以下略）

④明治26年2月26日（第四九六号）

(前略) ●哀告書 又神奈川県有志者より衆議院議員に送りたる哀告書は左の如し
泣血百拝衆議院議員諸君に哀告す

今回政府は神奈川県下南北西多摩三郡を分割して東京府に属せしむるの法案を提出せり而して該法案の利害に付ては両地人民に於て見る所を異にし各其便否を囁々して止まざること諸君の熟知する処ならん抑も一府県の管轄区域に付ては冥々の間に至要の關係を有し利害便否の分容易に判定し難きものあり某等親しく三郡に住居し多年神奈川県下に立ちしに拘はらず一朝風土人情を異にする東京府に属するに至ては種々重大なる困難なきを得ず熟ら該法案を閱すれば其主要の理由は東京市水道に關すと抑々水道は東京市全体の飲料に供するものにて而して東京は実に帝国の首都宮城の在る所之れを他府県と同一視すべからざること某等之れを知らざるにあらざり豈自己輕微の利害に拘泥し以て帝都の休戚を顧みざるものならんや然り

と雖ども今日の事実に言ふに忍びざるものあり夫れ該法条や固より東京市に若干の利便之れなきにあらざるべし然れども是れが為めには三郡人民の利害は毫も之れを顧みずして可なる乎水道に関する適當の処置は該法案を措て他に途なきものなる乎囂々泣訴する郡民の困難を顧みずして一刀両断の処置に出つること或は止むを得ざるものあらん三郡人民と雖ども亦涙を呑んで之れを忍はざるべからざるべからん雖然如斯は周密の調査を尽すも他に適當の途なき時にして始めて然るものならざるべからず然るに今や杜撰粗漏の方法を専決し深く三郡人民の利害を考査せず隱密の間に計画し議院の閉期切迫して議事繁劇なるを窺ひ突然提出する如きに至りては陰險に非らざるば輕躁の極と云はざるべからず嗚呼公平なる議員諸君幸ひに口在することなくんば三郡の人民は急遽狼狽殆んど為す所を知らざらんとす抑も亦危哉某等今日迄町村長の職を勤め管下行政の事に従ひしも郡民が該法案に激昂するの甚しきを目撃し若し不幸にして該法案の通過することありて将来郡下に起るべき悲惨紛擾を想像する時は到底坐して行政の務を尽すこと能はず遂に各自其職を辞退し以て府下に集り諸君に泣告するの止むを得ざるに至れり公明なる議員諸君何卒某等人民の不幸を憫察し該法案否決の運に至らんことを懇願に堪へず

神奈川県南多摩郡八王子町長大平安三、小宮村長立川周藏、加住村長 青木鎮郷、川口村長 坂本登名藏、元口子助役青木松兵衛、笹川村長小林儀兵衛、横山村長林藤三、由井村長口口太吉、堺村長青木芳齋、忠生村長加藤茂、町田村長澁谷龜藏、南村長松村育太郎、鶴川村長井上吉之助、申木村長大澤信重、多摩村長宮澤政賢、稲城村長原田所左衛門、柴田村長齋藤交太郎、七生村長土方篠三郎、日野宿長中島傳之助、恩方村長井橋辨重 同県北多摩郡砧村長飯島福太郎、三ツ木村長比留間邦之助、谷保村長佐伯幸四郎、狛江村長小川清平、同県四多摩郡五日市町長馬場勘左衛門、浅木村長木崎雄藏、小曾木村長宿谷磯吉、青梅町長瀧川悦藏、増戸村長清水孫一郎、西秋留村長瀬沼口兵衛、東秋留村久保島源十郎、草花村長鹽野正作

⑭明治26年3月18日（第五一三号）

●神奈川県会の三多摩問題 同県会は昨十七日午後一時開会せり出席議員四十名議長は議案の審議を初めんとせしに八番岡部芳太郎氏は議長と呼び三多摩郡の管轄替は県下九十余万人の異口同音に非難する所にして右三郡の管轄と共に県民の負担は益々多きを加へ人民の租税に堪へざるの愁声は愈々高まんとす此重要なる問題を輕忽の調査をなし県民の意志如何を計らず遂に今日の結果に至らしめたるは県民として黙止する能はず新任中野県知事は県民と同情を表するや否や之れを確め大に運動する処あれば議長及副議長は知事に面談して之れを確め置きたしとの建議を出したるに満場一人の異論なく大多数にて可決せり之と同時に十四番土方房五郎氏は同問題に付き当時局に当り調査したる第一部長田沼書記官を議場に臨席を促し充分なる質問をなしたしと述べ是れ亦大多数にて可決し四十四番來栖壯兵衛氏は通常県会に当り其局に當るもの出席せざるは議場を蔑視したるものと述べ之れが出席を促し此に於て議長は田沼書記官の臨席を請求せしが此の際一先休憩を命ぜり

●何ぞ黙するや、神奈川県境域変更の事に就ては我党極力之に反対し演説に新聞に殆んど余蘊なし然るに先きには熱心に弁護の勞を執りし改進黨の今日に至りてウンともスンとも答へず黙し居らるゝは平生に似合はぬことゝ怪しみ居たるが能く探索すれば何が扱て人気取りに妙を得たる同党の事とて該問題の痛く県民の感情を害し大に党勢を損したれば遽かに弁護の手を収めて知らぬ顔の半兵衛然たるなりと何ぞ其の得手勝手なるや

史料11 神奈川県第三区(三多摩)の候補者について報じる記事(明治23年4月4日)

『毎日新聞』第五七九七号

○三多摩の候補者 神奈川県下第三選挙区なる南西北多摩郡にては二人の衆議院議員を撰挙する筈なるが其候補者として昨年来運動する人は凡そ十名程もあるよしなれど何れも土地の人のみにて外来の有志あるを聞かず其土地中にも幾多の分裂を生じて未だ確乎たる候補者なき姿ながら吉野泰三中溝昌弘の両氏を推すの一派は稍や勢力あるものゝ如くなれど神奈川県倶楽部員等は石坂昌孝、瀬戸岡爲一郎二氏の為めに尽力する処ある模様此外一騎打ちとして頻りに奔走する人は北多摩郡長なる砂川源五右衛門氏、八王子組合代言人小林幸二郎氏、元神奈川県会郡部会議長責木正太郎氏、元県会議員中村克昌氏等なりと云ふ

史料12 石坂昌孝との政治的関係を記した吉野泰三のメモ(明治25~26年(推定))

三鷹市・吉野家文書

- 吉野泰三ハ明治十二年自由党ニ加盟シ明治廿二年末ニ脱会セリ廿五年八月国民協会ニ入ル
- 神奈川県自由党ハ石坂昌孝南多摩郡ヲ組織シ吉野泰三ハ北多摩郡ヲ組織ス
- 加波山事件の前石坂昌孝水島安太郎ノ兩人ハ吉野泰三ニ向テ初メテ暴挙ノ盟約ヲ勸ム泰三ハ断然之ヲ辞シ却テ兩人ニ勸告を試ム時ニ水島曰フ作シテ刃傷ニモ及ハントス石坂咲テ吉野ハ受動再言ヲナカレト水島を静メ互ニ一睨シ曰フ挙テ曰ル是ヨリ互ニ心中和セス
- 爾後〔神奈川県ニ於テ〕石坂ハ大井派ト称シ吉野ハ中島派タリ
- 大坂事件の前又黨員等密ニ暴動ヲ勸メ且強盜ヲ謀る中島吉野ハ堅ク避ケテ且諫ム益阻隔ノ徴トナル
- △〔加波山暴挙ニ続テ〕石坂ハ八王子地方ニ於テ陰ニ貧乏党を煽動ス其後聞ク処ニテハ石坂主魁トシテ上野広小路ニ密会所ヲ置タリト云フ
- △此貧乏党沈静ノ為メ神奈川県知事沖守固ハ石坂をシテ沈静ニ尽力セシメ褒状及物品ヲ賜フ人皆眉ヲヒソム
- 石坂派ノ主張スル所ハ所謂財産平均論共和政治皇室破壊論等ナリ
- 明治廿年石坂ハ神奈川県会ニ向テ兇暴を極メ壮士ヲ使囑シテ県会議員七名ニ暴行ヲ加フ神奈川県会ハ石坂及壯士共五六名ヲ捕縛ス
- 大坂ノ獄起リテ後議論益不協相背馳ス
- 吉野泰三ハ明治廿二年有志五十余名を將イテ自由党ヲ脱会シ正義派ヲ組織ス
- 吉野泰三ハ明治廿三年七月衆議院議員ヲ競争シテ失敗ス
- 中島信行ハ此時吉野泰三ニ背テ石坂派ニ降る人心ノ弱点可憐其故ハ横浜ノ撰挙地ヲ島田三郎ニ取

ラレ石坂派ニ寄リテ高坐郡ノ撰出ヲ求メテナリ

○自由党ハ強盜ヲ謀リ毎夜相模川ヲ上下シ寺院其他民家ニ侵入ス山本与七兄弟其他数十人ナリトキク

一盜得タル金ハ大井ニ預置朝鮮行征伐ノ軍費ト称ス

一彼等動モスレハ強盜放火ヲ為ス伊藤治兵衛令家ヲ殺ス可疑且三年已来吉野泰三ノ親戚調布町橋本

□吉西府村松村佐右衛門多磨村粕谷良甫等ニ放火最可憎

一自由党ハ多年ノ目的トシテ各村役場ノ吏員ヲ皆自由党ヲ以テ組織ス村費ヲ以テ党費トス北多摩郡
狼江村砧村調布町等皆然リ

史料13 正義派（吉野派）の動向を伝える自由童子（金子総八）の鎌田訥郎宛書簡

明治25年（推定）2月7・8日

昨日ハ失礼多罪々々

借今朝聞込ミタル模様ニ依レバ砂川氏ハ其意ナキニアラサレトモ目下ハ候補ニ立タル訳ニテハ断然無之由次ニ吉野氏ノ先頃東京へ往復セシハ在京ノ青木庄太郎氏ヲ訪タル上屢々南多摩郡へ候補者トシ切テ出ラレンコトヲ勸誘セルタメトノコト也結局同氏ハ土方啓二郎(正)歟平林定兵エヲ指名シ自分ハ中立ヲ取ル旨申サレタル由故ニ今日ノ所平林ト定メタル由ニ御座候而シナガラ平林ハ一ノ方便ニシテ結局吉野氏ヲ出シ一心ノ様見受ラレタリ

敵党ノ点数調べ

北多摩郡 五百点

西南 多摩郡 五百点

右ニテ目下必勝トホコリ居レリ西多摩郡ニテ有名ナル有志家数名尽力スルトノコトナレトモ姓名ハ語ラズ吾郡ニテモ田無久留米ハ不殘賛成セル由御参考マテ申上候次ニ吾小平ハ昨日アタリ村内ノ有志者三名ニテ不殘運動致シ目下如何トモ吾々ノ力ニテハ致シ方無之甚汗顔ノ至リナガラハヤ是マテニ御座候並木ニ未タ面会セサレトモ今日中ニ面晤スルノ考ナリキ何シロ前陳ノ場合ニ付全力テ尽力シ御奮戦相願度此段不取敢御報知マテ頓首

二月七日

金子

鎌田 訥郎殿

全 佐一郎殿

以上七日午后認

昨日府中ノ懇親会一宮寺師岡トモ出席セリ途中折良ク二氏ニ出会種々相尋候所正義派モ今回ハ大ニ運動ノ方針ヲ替へ旧来ノ壯士ハ不殘南多摩郡へ派遣シ本郡ハ専ラ老士即チ凡天窓ヲ以テ着々誘説所々大ニ撰挙者ヲ籠絡セリ且ツ今回ハ運動費ナゾモ十分準備有之様見受ラレタリ現ニ本村ニテモ慥ニ金拾円以上式人ガ預リタル由其他入用次第何円ニテモ遣ストノ契約ナル由昨日ノ懇親会如キモ二氏共人力車ニテ威気揚々出張セラレタリ本村ハ目下不殘正義ノモノナリ而シナカラ二三名ハ棄權サスルツモリナリ精々此位ヨリ致シ方無之候昨日並木氏ニ面会候所何分吉野氏ニテハ寒ニ運動仕悪キニ付今回ハ中立ノツモリナル由既ニ覚悟ノ上ト相見へ種々相試タレトモ断然前主義ヲ固クトツテ動かズ遺憾ナカラ致シ方無之候

小生ハ是ヨリ小平ヲ捨テ更ニ川辺ノ親族朋友（青柳多磨村其他 ヲ訪フツモリニ御座候小平中スバ
キ鳥塚半四郎ハ貴地油屋ヲ以テ誘説セシナラバ多分吾党ノモノナラン
且大沼田新田宮崎国三郎モ御地ヨリ誘説セラレタナラ多分此方ノモノナラン歟昨日ノ懇親会ノ
模様ハ未タ聞カズ聞込次第通知怠ラサルベシ

二月八日

小

鎌田君

【参考文献】

A) 武相地域・多摩地域を対象に当該期を扱ったもの

- ①『神奈川県史』通史編4 近代・現代（1）、1980年
*明治10年代の民権運動から国会開設後の政治運動、三多摩移管について概説的に書かれています。
- ②梅田定宏『三多摩民権運動の舞台裏—立憲政治形成期の地方政界—』
同文館出版、1993年（購入可、当館・図書館にあり）
*三多摩の民権運動から明治20年代の政治動向について書かれています。正義派の動向について最もまとまっている本です。
- ③町田市立自由民権史料館編集『武相自由民権史料集』町田市教育委員会、2007年
（購入可、当館・図書館にあり）
*第三編（第三巻）で武相地域の当該期の政治運動について扱っています。

B) 三多摩移管を主に扱ったもの

- ④町田市立自由民権資料館編『多摩移管百年展—神奈川県から東京府へ—の記録』
三多摩東京府移管百周年記念特別展実行委員会 1993年
*当館が中心となり開催した展示の記録です。
- ⑤小平市中央図書館『多摩東京移管前史資料展図録』
小平市TAMAらいふ21推進実行委員会、1993年
*小平市中央図書館がおこなった展示の図録です。
- ⑥小平市中央図書館『多摩東京移管前史資料展史料集「多摩はなぜ東京なのか」』
小平市TAMAらいふ21推進実行委員会・小平市 1993年
*小平市中央図書館がおこなった展示成果としてできた史料集です。多摩移管に至る背景についての史料が多く紹介されています。
- ⑦東京都『東京市史稿』市街編第八十四 平成5年3月
- ⑧東京都『東京市史稿』市街編第八十五 平成6年3月

C) その他

- ①横浜開港資料館『F.ベアト幕末日本写真集』 横浜開港資料普及協会 1987年